

大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室運営委員会内規

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室内規第4号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室内規（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室内規第3号）第12条第2項の規定により、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学大学院福祉健康科学研究科臨床心理教育研究センター心理教育相談室（以下「相談室」という。）を円滑に運営するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 相談室の運営に関すること。
- (2) 相談室における相談業務、教育及び調査・研究の基本方針に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長
  - (2) その他相談室長が必要と認める者
- 2 前項第2号の委員は、相談室長が指名する。
  - 3 第1項第2号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、相談室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。